

○駿東地区交通災害共済組合交通災害共済条例

制定	平成 6 年 9 月 8 日	条例第 2 号
改正	平成 9 年 12 月 1 日	条例第 1 号
	平成 12 年 2 月 28 日	条例第 1 号
	平成 15 年 8 月 19 日	条例第 1 号
	平成 24 年 7 月 2 日	条例第 1 号
	平成 30 年 9 月 10 日	条例第 2 号

(目的)

第 1 条 この条例は、日本国内の交通災害による被災者を救済するための交通災害共済制度を設け、もって市町の住民生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 組合 駿東地区交通災害共済組合という。
- (2) 市町 組合を組織する市町をいう。
- (3) 交通災害

ア 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 8 号に規定する車両、同項第 11 号の 3 に規定する身体障害者用の車いす、同項第 12 号に規定するトロリーバス及び同項第 13 号に規定する路面電車並びに鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）の適用を受ける鉄道の交通に伴う接触、衝突、転落、転覆その他の事故による人の死傷

イ 航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 2 条第 1 項に規定する航空機の交通に伴う接触、衝突、墜落その他の事故による人の死傷

ウ 船舶法（明治 32 年法律第 46 号）第 1 条に規定する船舶の交通に伴う接触、衝突、転覆その他の事故による人の死傷

- (4) 交通災害共済 加入資格者が共済会費を組合に納付することを約し、交通災害発生につき、この条例の定めるところにより共済見舞金又は交通遺児見舞金を支給することを約する契約をいう。

(加入資格者)

第 3 条 交通災害共済に加入することのできる者は、市町の区域内に住所を有している者で、当該市町の住民基本台帳に記載されている者とする。ただし、毎年 4 月 1 日の加入者については、その年の 1 月 15 日から 3 月 31 日までの間に住民基本台帳に記載されている者とする。

(加入の申込み)

第 4 条 交通災害共済に加入しようとする者は、規則で定めるところにより組合に会費を添えて申込みをしなければならない。

(会費)

第 5 条 会費の額は、1 人につき 1 口年額 500 円とし、2 口を限度とする。

2 既納の会費は、還付しない。ただし、加入の申込みをした者（以下「会員」という。）が共済期間が始まる前に死亡した場合及び同一人が重複して会費を納入した場合は、この限りで

ない。

(共済期間)

第6条 交通災害共済の期間(以下「共済期間」という。)は、毎年4月1日からその翌年の3月31日までとする。ただし、共済期間の開始日以降中途においての会員については、加入の申込みをした日の翌日から当該日以後における最初の3月31日までとする。

2 交通災害共済のうち共済見舞金についての効力は、会員が共済期間の中途において市町以外の区域に住所を移した場合においても、当該共済期間中は消滅しない。

(共済見舞金の支給)

第7条 組合は、会員が交通災害による被害を受けたときは、当該会員又はその遺族に対して、共済見舞金を口座振替の方法により支給する。

2 前項の共済見舞金は、被害の程度に応じ、別表第1で定める額とし、合わせて添付書類料として診断書原本添付の場合は、5,000円を加算して支給する。

3 第1項の共済見舞金の支給を受けた会員がその交通災害を受けた日から2年以内に当該交通災害による被害の程度が加重したときは、加重前の等級との差額の共済見舞金を支給する。

(遺族の範囲)

第8条 共済見舞金の支給を受けることができる遺族の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、会員の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、会員の死亡当時生計を一にしていた者

(3) 前2号に掲げる者以外の者で、会員の死亡当時生計を一にしていた者

(4) 前2号に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 共済見舞金を受けることができる遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号及び第4号に掲げる者にあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とする。

(支給制限)

第9条 組合は、交通災害が次に掲げる理由により生じた場合は、第7条の規定にかかわらず見舞金を支給しない。

(1) 会員の故意又は重大な過失

(2) 会員が道路交通法第64条(無免許運転の禁止)の規定に違反した場合又はその事実を知りながら同乗した場合

(3) 会員が道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)の規定に違反した場合又はその事実を知りながら同乗した場合

(4) 地震、洪水、暴風その他の天災による場合

2 組合は、会員が道路交通法その他の法令に違反する行為により、交通災害が発生したときは、当該加入者に係る共済見舞金を支給しないことができる。

3 組合は、会員が交通災害の被害を受けた日から15日以上経て治療を開始した場合は、共済見舞金を支給しない。ただし、医師がその傷害を当該交通災害による傷害と認めたときは、この限りではない。

(共済見舞金の請求期間)

第10条 共済見舞金の請求期間は、交通災害発生の日から2年以内とする。

(遺児見舞金の支給)

第 11 条 組合は、会員が交通災害（第 9 条による支給制限を受けたものを除く。）により死亡した場合で、次の各号のいずれにも該当する遺児がいるときは、その遺児に対して、交通遺児見舞金（以下「遺児見舞金」という。）を支給する。

- (1) 会員の死亡当時生計を一にしていた者又は胎児であった者
- (2) 義務教育終了年限に達していない者

2 前項の遺児見舞金の額は、別表第 2 のとおりとし、その支給方法は、口座振替とする。
（遺児見舞金の請求期間）

第 12 条 遺児見舞金の請求期間は、会員が死亡した日（会員が死亡当時胎児であった者は、出生した日）から 2 年以内とする。

（審査委員会）

第 13 条 組合に交通災害共済審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会の委員は、市町長をもって充てる。

3 組合管理者は、交通災害共済に関する重要事項について、必要があると認めるときは、審査委員会の意見を聴くものとする。

（委任）

第 14 条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

（駿東地区交通災害共済組合交通災害共済条例の廃止）

2 駿東地区交通災害共済組合交通災害共済条例（昭和 42 年駿東地区交通災害共済組合条例第 3 号）は廃止する。

（経過措置）

3 この条例は、平成 7 年 4 月 1 日以後の交通災害の発生に係る交通災害共済について適用し、同日前の交通災害の発生に係る交通災害共済については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 10 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 改正後の駿東地区交通災害共済組合交通災害条例第 11 条第 2 項及び別表の規定は、施行日以後の交通災害の発生に係る共済見舞金及び交通遺児年金の支給に適用し、同日前の交通災害の発生に係る共済見舞金及び交通遺児年金の支給については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例は、施行期日以後の交通災害の発生に係る交通災害共済について適用し、同日前の交通災害の発生に係る交通災害共済については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の駿東地区交通災害共済組合交通災害共済条例の規定は、施行日以後の交通災害の発生に係る共済見舞金及び交通遺児見舞金の支給について適用し、改正前の交通災害の発生に係る共済見舞金及び交通遺児年金の支給については、なお従前の例による。

附 則

この条例は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の駿東地区交通災害共済組合交通災害共済条例の規定は、施行日以後の交通災害の発生に係る共済見舞金の支給について適用し、改正前の交通災害の発生に係る共済見舞金の支給については、なお従前の例による。

別表第 1 (第 7 条関係)

等級	傷 害 の 程 度	共済見舞金額	
		1 口加入者	2 口加入者
1 等級	死亡	100 万円	200 万円
2 等級	90 日以上入院を要した傷害	20 万円	40 万円
3 等級	60 日以上入院を要した傷害	10 万円	20 万円
4 等級	90 日以上治療(入院・通院)又は 45 日以上入院を要した傷害	7 万円	14 万円
5 等級	60 日以上治療(入院・通院)又は 30 日以上入院を要した傷害	6 万円	12 万円
6 等級	30 日以上治療(入院・通院)又は 20 日以上入院を要した傷害	5 万円	10 万円
7 等級	15 日以上治療(入院・通院)又は 10 日以上入院を要した傷害	4 万円	8 万円
8 等級	7 日以上治療(入院・通院)又は 5 日以上入院を要した傷害	3 万円	6 万円
9 等級	2 日以上治療(入院・通院)を要した傷害	2 万円	4 万円

備考

- 治療の起算日は、交通災害発生の日とし、期間の算定は、実治療日数とする。
- 規則で定める添付書類のうち自動車安全運転センター、当該交通機関を所管する官公署又は当該交通機関の運行事業者の発行する交通事故証明書を添付できない場合で、組合指定の交通事故証明書を添付するときは、該当等級の半額の共済見舞金を支給する。

別表第 2 (第 11 条関係)

区 分	遺児 1 人当たりの見舞金額
父又は母の死亡	30 万円

父及び母の死亡	60 万円
---------	-------

※ 父母とは、会員である戸籍上の父母（養父母を含む。）又は外国人登録原票により父母であることが確認できる者とする。